令和７年度沼田町地域おこし協力隊支援業務委託（商工業支援員）

業務仕様書

１．事業の目的

沼田町は、他の市町村と同様に、少子高齢化や人口減少により、慢性的な人手不足・事業の担い手不足が深刻化しており、店舗の廃業や商工業活動の縮小が進行している状況である。

本事業は、地域活性化に資する自社の事業展開のために人員を必要とする事業者に対し、地域おこし協力隊事業を委託することで、地域おこし協力隊員のマンパワーを活用し、新規展開を伴う事業を推進し、商工業の振興を図る。また、隊員においては民間の経済活動下を主戦場に、受託事業者の協力のもと、より地域に根差した活動基盤の構築をすることで町への定着率の向上を図る。左記の効果を期待し、地域の活性化および持続可能な町内経済の構築を目指すことを目的として実施するものである。

２．委託業務の対象事業

（１）次の活動に係る事業であること。

①様式第３号（支援事業等提案書）に関連した次の事業

・自社の提案内容に係る活動

・自社の主な業務に係る活動

・地域おこし活動（地域のニーズ把握や課題解決に向けた活動、地域行事やイベントに関する活動、商工会青年部に関する活動　等）

・商工業振興に係る活動

・地域集落及び産業の維持活性化に係る活動

・地域の情報発信に関する活動

・その他官民連携・協働の重要性の認識に立って、民間活力の活用による地域活性化に資する事業の創出・振興を図るとともに、町内の産業経済団体等と連携・協働して、地域の活性化のために町長が必要と認める活動

（２）将来の起業・就職など、隊員の成長・定住に資する事業

３．民間事業者の責務

受託した団体については、次の事項について取り組まなければならない。

（１）地域おこし協力隊員の雇用

（２）企画提案に基づく隊員活動支援、管理、実績のとりまとめ

（３）隊員活動に必要な情報収集・研究・サポート

（４）隊員の地域への定住のためのサポート

（５）隊員の日常生活に関する助言や相談

（６）その他隊員の円滑な地域協力活動のために必要な事項

４．委託契約期間

委託契約締結日　～　令和８年３月３１日まで

５．委託契約金額及び支出・精算

（１）１隊員あたり金５，５００，０００円／年（消費税含む。）を上限とする。なお、次の内訳の上限を超える流用は認めない。

【内訳】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 報償費（人件費） | ３，５００，０００円 | ※契約期間途中に解雇した場合は、契約金額を契約月数及び日割により按分し精算する。 |
| 活動費 | ２，０００，０００円 |

（２）金額は、国の「地域おこし協力隊推進要綱」（平成２１年総行応第３８号）の地方財政措置額を財源に支援するものであり、国の同要綱の改正が行われた場合は、金額に変更が生じることがある。

（３）本委託業務は、仕様書に基づき業務の全部又は一部を完了した時は、発注者の検査及び点検を受け適当と認められた場合において、事業者の請求に基づき支出する。委託契約額を契約月数で除した額を上限に月割で請求することができるものとし、発注者が受注者からの正当な請求を受理した時は、その日から起算して３０日以内に支払うものする。

なお、委託期間終了後、発注者の検査及び点検を実施した上で委託料を確定し、精算を行うものとする。

※委託料の支払いを次に掲げる区分によるものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 年月・区分 | 委託料代金（円） |
| 令和７年　　４月 | ４５８，０００ |
| 令和７年　　５月 | ４５８，０００ |
| 令和７年　　６月 | ４５８，０００ |
| 令和７年　　７月 | ４５８，０００ |
| 令和７年　　８月 | ４５８，０００ |
| 令和７年　　９月 | ４５８，０００ |
| 令和７年　１０月 | ４５８，０００ |
| 令和７年　１１月 | ４５８，０００ |
| 令和７年　１２月 | ４５８，０００ |
| 令和８年　　１月 | ４５８，０００ |
| 令和８年　　２月 | ４５８，０００ |
| 令和８年　　３月 | ４６２，０００ |
| 計 | ５，５００，０００ |

（４）本委託業務の当事者の一方は、委託業務の内容、実施方法等契約条件の変更を行う必要があると判断した場合は、協議の上、変更することができる。この場合、委託業務の内容、実施方法、報酬等について協議の上、新たに契約を締結し直すものとする。

６．隊員の活動に関する対象経費

別表「一覧」のとおり

７．隊員の活動条件

（１）隊員の１日の活動時間は７時間３０分、週３７時間３０分を基準として、当該隊員を雇用する受入団体が定めるものとする。

（２）隊員へ支払う報償費（人件費）は、町が別途指定する。

（３）隊員へ支払う活動費のうち、次にあげるものに係る経費は必ず支出すること。

　　ア　町が指定する住居（公営住宅を原則とする）に入居する場合において、当該住居に係る家賃全額

　　イ　社会保険・雇用保険・労働保険等への加入を必須とし、その経費全額

　　ウ　雇用する協力隊に係る年１回の健康診断受診を必須とし、その経費全額

　　エ　活動に使用する協力隊名義の自動車借り上げ料として、月額１５，０００円。ただし、協力隊名義であることに加え、任意保険に加入している車両であることが必須。

オ　協力隊が使用する通信機器（パソコン端末等）の借り上げ料として、月額５，０００円。

カ　上記ア～オを除く活動費の範囲内において、各隊員の活動のために隊員本人が希望する経費。

（４）隊員の活動費のうち消耗品費等の購入については、沼田町内に事業所を有する事業者での購入等を優先することとする。

（５）町が実施する各種報告会への参加について配慮すること。

（６）隊員は、当業務委託に支障がない範囲において、当該事業者の許可を得て別途就業等ができるものとする。

（７）雇用関係は、労働関係法令の所定の手続きを遵守するものとする。

（８）報償費（人件費）は、沼田町会計年度任用職員として任用される地域おこし協力隊に準拠しており、町規定の改正が行われた場合は、変更が生じることがある。

（９）年度末に開催される活動報告会に出席すること。

８．隊員の活動報告

（１）活動報告については、翌月の５日までに地域おこし協力隊活動報告書（様式第５号）を町に提出すること。ただし、３月の活動に係る提出については、同月３１日までに行うこと。

（２）報告書は受託事業者が確認し、その後に町へ提出すること。

（３）委嘱期間の途中で隊員より退任等の意向を示された場合、または退任等に関する書類等の提出があった場合には、可及的速やかにその旨を町へ報告すること。

（４）委嘱期間の途中で隊員が退任したとき、又は解嘱されたときは、事由発生日から起算して、５日以内に報告書を提出すること。

９．実績報告等

委託業務が完了した際には、以下の書類を作成し、提出すること。

（１）実績報告書（様式第８号）

（２）地域協力活動等が確認できる書類（任意様式）

（３）収支精算書（様式第９号）

（４）収支状況が確認できる書類（レシート等）

（５）その他町長が必要と認める書類

10．調査等

（１）委託料及び委託業務の処理状況については、随時調査・報告を求め、又は当該委託料及び業務の処理につき適正な履行を求めることがある。

（２）委託料の精算に当たり、精算額が委託金額を下回った場合は、精算額を委託料の額とする。

（３）町は、事業者と随時報告・協議等を行うことができるものとする。

11．書類等の保存

委託料及び委託業務に関する帳簿及び書類を備え、委託料及び委託業務に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるよう整理し、かつ、これを委託料及び委託業務の完了の日の属する年度の翌年度から５年間保存しなければならない。

12．定めのない事項の処理

本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と協議し、受注者はその決定に従うこと。

別表

沼田町地域おこし協力隊隊員の活動に関する対象経費一覧科目

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 科目 | 対象経費 | 対象外経費 | 対象上限 |
| 報償費（人件費） |
|  | 給料 | 町が指定する金額 |  |  |
| 手当 | 町が指定する金額 |  |  |
| 活動費 |
|  | 住宅費 | 当該隊員が入居する町指定の住居に対する家賃 | 光熱水費、共益費等、駐車料金等 | 家賃額 |
| 共済費 | 社会保険料（事業主負担分）雇用保険（事業者負担分）労災保険（事業主負担分） | （本人負担分） | 保険料額 |
| 旅費 | 旅費（沼田町職員等の旅費に関する条例の旅費規程に準ずる。） |  |  |
| 消耗品費 | 活動に係る消耗品・原材料費等※単価10,000円以上の物品を購入する場合は、別途事前協議を要する。 | ・食糧費等 |  |
| 役務費 | 通信運搬費、手数料等（切手・はがき等） |  |  |
| 委託料 | ①協力隊の健康診断料②活動に係る委託料※②は別途事前協議を要する。 |  |  |
| 使用料・賃借料 | ①協力隊名義の自動車借り上げ料②パソコン端末等の賃借料③活動に係るリース料等※③は別途事前協議を要する。 |  | ①月額15,000円②月額5,000円 |
| 謝礼 | ※別途事前協議を要する。 |  |  |
| 備品 |  |  |
| 負担金 |  |  |
| その他 |  |  |

（注）上記の経費（住宅費を除く。）はいずれも、直接、地域おこし協力隊活動の用に供されるものでなければ対象経費としない。企画提案時に認められた経費以外の支出は、別途協議を要する。